平成２４年（フ）第１０９１号
千葉県船橋市藤原１丁目20番１―302号
債務者　住谷　勝子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０７号
千葉市若葉区みつわ台１丁目６番６号みつわ台コーポ202
債務者　山口　桂三
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９３号
富山県氷見市大野846番地７、前住所富山県高岡市北島319番地11
債務者　古石知惠子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１２４０号
名古屋市中川区大地１番地の１　万場北荘Ｔ－２棟306号
債務者　村山工業こと　村山　　登
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６７１号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地７　308号棟204号室
債務者　石山　智生
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１６１号
大阪府東大阪市河内町２番29号　グランドハイツ102号
債務者　山本　直美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６１５号
大阪市城東区新喜多東２丁目２番７号　204、前住所大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ―208号
債務者　下野　博明
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７０８号
大阪市天王寺区夕陽丘町１番52号　プチメゾン夕陽丘202号、前住所大阪市中央区谷町６丁目３番27号
債務者　赤江風見花
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９０６号
大阪府大東市谷川２丁目８番11号
債務者　大盛　　星
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０４２号
大阪府大東市諸福２丁目９―20、住民票上の住所大阪府東大阪市新庄３丁目23番19号
債務者　浅野　一也
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０７１号
大阪市浪速区恵美須東２丁目２番10―501号
債務者　泉本　義仁
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２２８号
大阪市港区波除２丁目２番32―902号
債務者　吾一こと　奥田　好美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３１０号
大阪市北区天神橋１丁目７番４号　プレジデント天神橋402号室
債務者　高松　旬子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４２６号
大阪府豊中市永楽荘１丁目９番41号
債務者　安田　暢子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５９３号
大阪市北区長柄西１丁目５番１号　マンション富240号室
債務者　萩原　清達
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６０７号
大阪府茨木市竹橋町15番10号　西野マンション305号
債務者　山口　純子（旧姓犬塚）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６１０号
大阪府高槻市宮田町３丁目38番２号
債務者　湯川　芳基
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部